

(近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域における工業団地造成事業の計画標準について) (都市計画法)

○近畿圏の近郊整備区域及び  
都市開発区域における工業  
団地造成事業の計画標準に  
ついて

〔昭和四六年一〇月一日 建設省都計発  
第七四号 建設省都市局長から関係都  
府県知事、日本住宅公團總裁あて〕

近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域における工業団地造成事業に関する新都市計画法にもとづく計画標準については、おつて都市計画法施行令の技術基準等において定められることとなるが、技術基準等が定められるまでの間、工業団地造成事業の都市計画決定にあたつては、昭和三七年一二月二七日付建設省發都第三七号で建設事務次官より通達した「首都圏市街地開発区域における工業団地造成事業の計画標準について」(別添)に準ずることとしたので了知されたい。

別添

〔略〕

(6)

●都市計画法

〔大正八年四月五日 法律第三十六号〕

廃止

昭和四年六月一五日法律第一〇〇号  
都市計画法施行法 (昭和四十三年法律)

第一百一号 第三条第三項の規定により、  
なお從前の例によるとされる。)

朕帝國議会ノ協賛ヲ経タル都市計画法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム。

都市計画法

第一条 本法ニ於テ都市計画ト称スルハ交通、衛生、保安、防空、経済等ニ關シ永久ニ公共ノ安寧ヲ維持シ又ハ福利ヲ増進スル為ノ重要施設ノ計画ニシテ市若ハ主務大臣ノ指定スル町村ノ区域内ニ於テ又ハ其ノ区域外ニ亘り執行スヘキモノヲ謂フ

(昭八法三・昭五法七六一部改正)

第二条 都市計画区域ハ市又ハ前条ノ町村ノ区域ニ依リ主務大臣之ヲ決定ス

②主務大臣必要ト認ムルトキハ関係市町村及都市計画審議会ノ意見ヲ聞キ前項ノ区域ニ拘ラズ都市計画区域ヲ決定スルコトヲ得

(昭八法三・全改、昭二四法二六三一部)

改正

改正

第三条 都市計画、都市計画事業及毎年度執行スヘキ都市計画事業ハ都市計画審議会ノ議ヲ経テ主務大臣之ヲ告示シ行政令ヲ認可ヲ受クヘシ

②都市計画、都市計画事業及毎年度執行スヘキ都市計画事業ニ付テハ政令ノ定ムル所依リ主務大臣之ヲ告示シ行政令ヲシテ関係

図書ヲ縦覽ニ供セシムベシ  
(昭二四法一六三・昭四二法七五一部改)

正

第四条 都市計画審議会ノ組織、権限及費用

二関スル規定ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム  
(昭二四法一六三・昭二四法二六八一部改)

第五条 都市計画及都市計画事業ハ政令ノ定ムル所ニ依リ行政令之ヲ行フ

正

②主務大臣特別ノ必要アリト認ムルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ行政令ニ非サル者ヲシテ其ノ出願ニ依リ都市計画事業ノ一部ヲ執行セシムルコトヲ得

(昭二四法一六八一部改正)

第六条 都市計画及都市計画事業ニ要スル費用ハ行政官廳之ヲ行フ場合ニ在リテハ國ノ負担トシ公共團体ヲ統轄スル行政官廳之ヲ行フ場合ニ在リテハ其ノ公共團体ノ負担トシ前項ノ規定ニ依リ行政官廳ニ非サル者

都市計画事業ヲ執行スル場合ニ在リテハ其ノ事業ニ要スル費用ハ其ノ者ノ負担トス受クル者ヲシテ其ノ受クル利益ノ限度ニ於テ前項ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ負担セシムルコトヲ得

(昭二四法一六八一部改正)

②主務大臣必要ト認ムルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ都市計画事業ニ因リ著シク利益ヲ受クル者ヲシテ其ノ受クル利益ノ限度ニ於テ前項ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ負担セシムルコトヲ得

第六条ノ一 前条ノ規定ニ拘ラズ公共團体ヲ統轄スル行政官廳之ヲ行フ重要な都市計画及都市計画事業ニ要スル費用ハ政令ノ定ムル所ニ依リ國ニ於テ其ノ二分ノ一ヲ負担ス

(昭二四法一六八一部改)

第七条 主務大臣必要ト認ムルトキハ前条ノ規定ニ依リ公共團体ノ負担スヘキ毎年度ノ金額ノ最低限度ヲ定ムルコトヲ得

(一の部分は第六条となるはずの誤り)

第八条 削除 (昭二五法六〇)

第九条 都市計画区域内ニ存スル国有河岸地